

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報をお知らせいたします。

令和6年4月1日現在  
株式会社 森羅

記

- |   |                           |
|---|---------------------------|
| 1 派遣労働者数  | 5人                        |
| 2 派遣先の数   | 1事業所                      |
| 3 労働者派遣に関する料金の平均額                               | 30,850円<br>(一日(8時間あたり)の額) |
| 4 派遣労働者の賃金の平均額                                  | 22,216円<br>(一日(8時間あたり)の額) |
| 5 マージン率   | 28.0%                     |
| マージン部分には、会社が負担する社会保険料・労働保険料、福利厚生費、教育訓練費等が含まれます。 |                           |
| 6 派遣労働者の待遇決定方式                                  | 労使協定方式                    |
| (1) 協定の対象労働者の範囲                                 | 全ての派遣労働者                  |
| (2) 協定の有効期間の終期                                  | 令和8年3月31日                 |
| 7 教育訓練に関する事項                                    |                           |
| 番組制作に係る新入社員研修、ディレクター研修、プロデューサー研修、マネジメント研修       |                           |